十ケ所ニ貼リ下ゲ様トシテハナイカ 其ノ所有者ハ堅ク当局ノ方ト
正シク信念ノ下ニ闘争シ是レニ依ッテ現在ノ低賃銀ヲ闘ヒ取ッテノ
来ル労賃ノ切替ニ際シテ是ハ低當諸君ノ入ル本ノ當ト
重ニ必要ト同意シ是ハ甚高ナ賃銀ノ値上ゲ要求ス
ハ今掛賃銀ノ同盟ヲ十ケ所ニ貼ルハ是ハ断シテ之ニ対シ
其ノ要求貫徹ヲ期スル目的ヲ以テ之ヲ提ス

右決議ス

昭和五年二月廿三日

横濱市北道路人夫組合
全横濱労働者大会

四、五月中解散命令

二月十九日 十一山 [illegible]

(２)、内閣印刷局（一五、二〇）

一、從業員總數、三三一四名（男一六四八名 女一六六六名）

二、同局從業員ニヨル團体

(1)、同友会 規約等ノ公布作成シ使用シテ親睦団体
(2)、和親会 仝
(3)、同志会 規約ノ内ノ規約女子ニ大体親睦団体、但シ本会ハ不穏ナル思想ヲ有スル者ニシテ労農党ニ加入スル者アリ、
(4)、労働組合 印刷工組合関東出版労働組合ニ加入スルモノ若干アルモ数字詳ナラズ

三、争議経過

二月廿三日労農党首大山郁夫来場ニ際シ同局ニ演説ニ出迎ヘ
名誉ナル職工ノ作業ヲ中止シテ行動ヲ共ニシ日比谷署ニ

（八月十日[illegible]）

9.23